

# “社会を明るくする運動”にご協力を

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～  
－第71回運動の推進に当たって－

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と、過ちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

例年、県内でも、街頭啓発活動や住民大会、防犯パトロールなど、地域に根差したさまざまな活動が展開されています。昨年は残念ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各地区で予定されていた街頭での広報活動は中止となりましたが、一方で、SNSを活用した広報活動など、工夫を凝らした取り組みが実施されました。

この運動に携わっておられる保護司や協力雇用主など、皆さまの熱意とご努力に心から敬意を表するとともに、厚くお礼申し上げます。

県では、これまで、「地域生活定着支援センター」において、刑務所などを退所する高齢者や障がいのある人が、退所後すぐに必要な福祉サービスを利用できるよう支援を行ってきました。また、非行などの問題を抱える少年たちの就労支援や居場所の確保などにも取り組んできたところです。

さらに、令和元年には「立ち直りサポートセンター」を開設し、円滑な社会復帰のために福祉的支援を必要とする起訴猶予者などに対し、就労や住居の確保などの支援を行っています。これらに加え、昨年5月には、「性暴力加害者相談窓口」を新たに開設し、再犯防止専門プログラムの実施や専門医療機関の紹介などにより、性暴力加害者の再犯防止と社会復帰の両面で支援しているところです。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちが孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域の中で「働き」「暮らし」「育てる」ことができる社会を構築するためには、県民の皆さまに、“社会を明るくする運動”に対する理解を深めていただくとともに、地域に根差した諸活動をさらに充実させることが重要です。

今後とも、国、市町村、民間の団体やその他の関係者の皆さまと連携協力して、“社会を明るくする運動”の一層の推進を図り、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちに対する、息の長い支援を行ってまいります。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年6月24日

第71回“社会を明るくする運動”福岡県推進委員会委員長  
福岡県知事 服部 誠太郎